令和７年度

学校危機管理マニュアル

神流町立万場小学校

１　基本方針

（１）保護優先順位

①　児童の生命身体の保護

②　教職員等の生命身体の保護

③　学校財産の保護

（２）目　的

①　被害を未然に防止する。

②　被害を最小限にくい止め、新たな被害、再発を防止する。

③　被害を可能な限り回復する。

（３）関係機関との密接な連携

○　神流町教育委員会、ＰＴＡ、警察、消防などと緊密な連携を図る。

２　家庭への連絡体制

（１）文書配付（児童が登校しているとき）

（２）緊急連絡　（時間的にゆとりがないとき）

①　オクレンジャーによる一斉送信。※登録をしていない家庭には電話連絡のこと。

②　緊急連絡先に連絡する。

３　平常時の予防策と準備

（１）学校においては安全教育部を中心に、安全教育の徹底、教職員の安全に対する研修等の企画・実施及び緊急事態への組織的対応を図る。

（２）常にマニュアルを確認し、発生を防ぐための活動、発生に備えての避難訓練等を行って、マニュアルがより円滑に機能するよう努める。
計画的な点検、職員の係分担、外部機関への連絡（教育委員会・ＰＴＡ会長・警察・消防）

（３）非常持ち出し袋（各学級＝名簿、筆記用具等　職員室＝緊急連絡先一覧 等）を備える。
また、保健室には常に救急箱（バッグ）等を備え、全職員が利用できるようにしておく。

（４）管理職は、携帯電話等を常時携帯する。

（５）火災避難訓練、地震避難訓練、不審者侵入対策訓練は、関係者の協力を得て、実際的な内容で計画的に行い、生徒・教師の意識を高め、技能を養う。

（６）教師は、消火器・消火栓の使い方、人工呼吸、止血法、ＡＥＤ等の応急手当の技能を身につける。

（７）放送設備（一斉放送用）、インターホン、非常ベル（火災用）、のチェックは定期的に行う。

４　緊急事態が発生したときの対応

①　マニュアルに基づいた、迅速かつ組織的な対応状況により、次の措置をとる。

②　関係機関（警察、消防署、教育委員会）への連絡

③　事件事故対策本部の設置

・　記録・連絡・報告・情報提供

④　危機が一段落した後の体制づくり

・　情報収集、整理
・　中学校、関係機関への連絡
・　報告書の作成
・　専門家による生徒、保護者、教職員への「心のケア」
・　保護者への説明
・　報道機関窓口の設置
・　教育再開への計画と準備

校　内　救　急　体　制　　万場小学校

〈養護教諭在校時〉

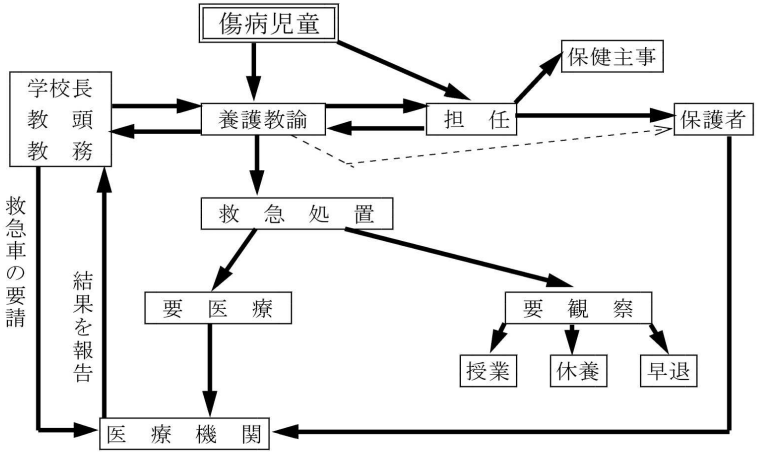

《養護教諭不在時》

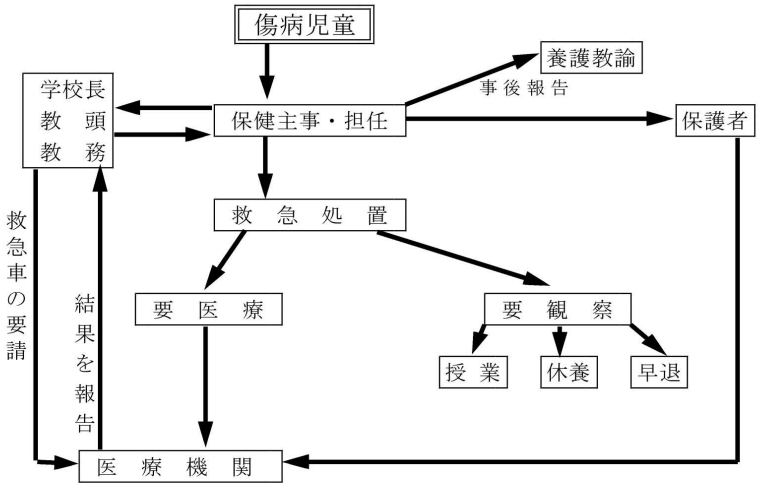

疾病事例に対する取り扱い手順

疾病発生

病態把握のための情報収集

・主訴の聴取、確認
・主訴以外の症状の確認
・傷病発生時の状況の確認

病態把握・判断

・疑われる疾病異常
・重症度
・症状の経過
・後遺症
・併発症、合併症
・性格、体質、罹患している疾病既往歴

処置方針の判断・決定

・医師の受診が必要か
・家庭にもどすか
・授業にもどしてよいか
・保健室で経過観察するか

処置内容の判断・決定

・処置すべきことは何か
・指導すべきことは何か

処置指導の実施

事後処理

・担任との連絡
・保護者への連絡
・学校生活、学校環境の検討
・保健指導内容の検討

留意事項

○疾病の程度が重く、急を要する場合、又医師の指示を受けた場合は救急車とする。
○救急車の手配は、事故の状態を掌握した上で、校長・教頭・教務の承諾を得て要請する。（不在時は、事後承認）
疾病の程度により、養護教諭が同乗する。
○家庭より車を準備した場合は、それを利用する。
○担任不在時は、同ブロックで対応する。
○傷病者の生命を重んじ臨機応変に対応する。
○学校管理下で発生した事故については、保護者に事故発生状況、傷病の程度、今後の治療などの様子についてこまかに説明する。
○学校管理下で発生した事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターで給付金が支給されるので保護者に連絡をしておく。
○保健調査や健康カード、救急用個人カードなどを活用する。

◎緊急連絡先

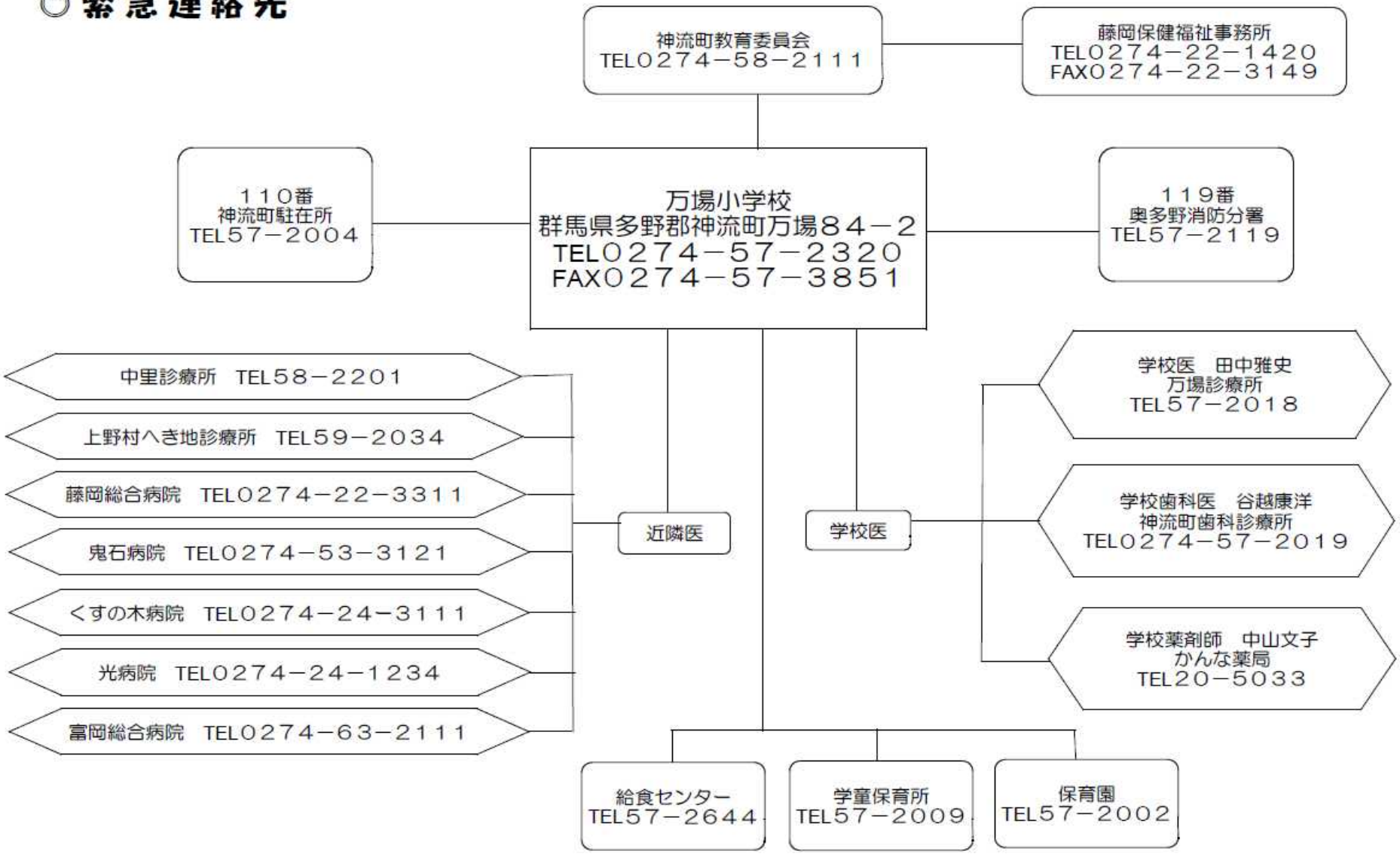
神流町教育委員会
TEL０２７４－５８－２１１１
藤岡保健福祉事務所
TEL０２７４－２２－１４２０
FAX０２７４－２２－３１４９
１１０番
神流町駐在所
TEL５７－２００４
万場小学校
群馬県多野郡神流町万場８４－２
TEL０２７４－５７－２３２０
FAX０２７４－５７－３８５１
１１９番
奥多野消防分署
TEL５７－２１１９
中里診療所　TEL５８－２２０１
上野村へき地診療所　TEL５９－２０３４
藤岡総合病院　TEL０２７４－２２－３３１１
鬼石病院　TEL０２７４－５３－３１２１
くすの木病院　TEL０２７４－２４－３１１１
光病院　TEL０２７４－２４－１２３４
富岡総合病院　TEL０２７４－６３－２１１１
近隣医
学校医
学校医　田中雅史
万場診療所
TEL５７－２０１８
学校歯科医　谷越康洋
神流町歯科診療所
TEL０２７４－５７－２０１９
学校薬剤師　中山文子
かんな薬局
TEL２０－５０３３
給食センター
TEL５７－２６４４
学童保育所
TEL５７－２００９
保育園
TEL５７－２００２

＜休校・下校（引き渡し）の原則＞

１．休校・下校判断基準

(1)**休校措置**を取る場合

以下の場合、休校を原則とするが、教育委員会と協議の上、朝７時までに学校連絡メール等で全家庭に連絡をする。ただし雷・ミサイル等の場合は、家庭で待機後、登校を促す場合もある。

①**「震度５弱」**以上の地震が発生し、学校や通学路等が危険と判断される場合。

②台風・大雨・大雪等で**「警戒レベル３」**（大雨警報・大雪警報等）以上が発令された場合。

③ミサイル飛来により「Ｊアラート」が発令されたり、落雷の心配があったりする場合。ただし、ミサイル通過後や雷が収まった後に、登校を促すこともある。

④その他、火災や不審者、爆破予告等、学校にいることが危険と判断される場合。

(2)登校後、**下校（引き渡し）措置**をとる場合

以下の場合、授業を打ち切り下校（バス下校もしくは引き渡し）を原則とするが、教育委員会と協議の上、学校連絡メール等で全家庭に連絡をする。ただし雷・ミサイル、爆破予告等の場合は、学校で待機する場合もある。

①**「震度５弱」**以上の地震が発生した場合（被害状況により判断）

②台風・大雨・大雪等で**「警戒レベル３」**（大雨警報・大雪警報等）以上が発令された場合。ただし、通常下校時までに改善の見込みがある場合には、学校に留め置くこともある。反対に大雪等、今後明らかに下校が困難になる場合には、警戒レベル３前でも下校させることもある。

③ミサイルや落雷、爆発により学校に被害が発生した場合。ただし、被害がない場合には通常下校時まで学校に留め置くことを原則とする。

④その他、火災や不審者、爆破予告等、学校にいることが危険と判断される場合。ただし、鎮火や不審者拘束等で安全が確保された場合には、学校に留め置くこともある。

２．引き渡しの手順

(1)事前準備

ア　児童名簿の準備

イ　引き渡し場所の決定（該当危機状況により判断し、臨機応変に対応）

原則優先順位　　1　体育館　　2　校庭　　3　各教室

(2)引き渡し

ア　児童待機所係職員　　待機所で児童の様子を見る。

イ　誘導係職員　　校庭で保護者の誘導をする。

ウ　受付係　　体育館玄関にて受付をして、保護者・代理人であることの確認、待避所と連絡を取る。

３．その他

引き渡しの手順等について、引き渡し訓練を行うなど保護者に周知する。

１　火災災害への緊急対応

火災発生	○火災報知器、非常ベルを鳴らす。
火災情報の収集 生徒の安全確保	○出火場所、原因等の情報収集　★１１９番通報(教頭) ○延焼災害の防止（窓を閉める等）　★初期消火(火元職員) ○負傷者の確認（担任）　★搬出(事務・養護)
校庭避難決定と指示	○避難経路の安全確認　★校内放送で避難指示(校長) ○全校避難指示、人数確認
校庭避難	○的確な指示（ハンカチ・タオルの使用、「おかしも」の徹底） ○教職員の連携（誘導、負傷者搬送など） ○出席簿、児童名簿、救急薬品、ハンドマイク、携帯電話　等
避難後の安全確保	○人数確認と安否確認 ○負傷者の確認と応急処置（関係機関への連絡） ○児童等の不安への対処
被害状況の把握	○学校施設等の点検 ・外見上の安全確認 ・危険箇所の立入禁止等の危険回避対応
町教委への報告	○被害の状況、学校内外の指導事項の確認、臨時休校等措置（校長）
外部との対応	○保護者、親類等からの照会の対応
校庭避難後対応決定 保護者への連絡	○児童等の校舎外避難後の対応決定 ・児童を保護者に引き渡す場合の方法や保護者への連絡方法 ・保護者と連絡が取れない場合の待機方法の確認
保護者への引き渡し	○保護者への連絡

＊休日等の防火管理＝休日及び夜間の防火管理は、警備保障会社があたる。

ＡＬＳＯＫ　群馬綜合ガードシステム　　電話０２７－２５２－６０５０

２　地震災害への緊急対応

勤務時間外の地震発生時には、管理職で相談し、必要に応じて教職員を招集する(役職・居住地等に応じて)

地震発生	
地震の認知初期動作 生徒の安全確保	○的確な指示（頭部の保護、机の下などへの避難､机の脚を両手でしっかり押さえる、その場を動かない等、要配慮生徒の対応） ○火災など二次災害の防止 ○負傷者の確認
校庭避難決定と指示	○避難経路の安全確認 ○全校避難指示、人数確認
校庭避難	○的確な指示（頭部の保護、「おかしも」の徹底） ○教職員の連携（誘導、負傷者搬送など） ○出席簿、児童名簿、救急薬品、ハンドマイク、ラジオ、携帯電話
避難後の安全確保	○人数確認と安否確認 ○負傷者の確認と応急処置（関係機関への連絡） ○児童等の不安への対処
被害状況の把握	○学校施設・通学路等の点検 ・通学路及び児童等の校舎内避難、避難所開設等のための外見上の安全確認 ・危険箇所の立入禁止等の危険回避対応
災害情報の収集	○地震の規模、余震の可能性と規模、二次災害の危険性 ○学区内の被害状況、危険箇所、地域関係機関との連絡
市教委への報告	○被害の状況、学校内外の指導事項の確認、臨時休校等措置（校長）
外部との対応	○保護者、親類等からの照会の対応、校区内中学校との連携
校庭避難後対応決定	○児童等の校舎外避難後の対応決定 ・震度４以下の場合は安全確認後通常下校 ・**震度５弱以上の場合はバス下校（待ち受け有）・保護者**引渡し保護者と連絡が取れない場合は学校待機
①避難継続 ②保護者への連絡	
保護者への引き渡し	○保護者への連絡

学校防災マニュアル【地震発生の場合】

（教師サイド）		（児童サイド）
○ 揺れがおさまるまで机の下に潜らせ、頭部を保護させる。	**身体の保護**	○ 教師の指示に従い身をかくす。 頭部を座布団・帽子等で保護する。
○ 出入り口付近の窓やドアを開けさせる。	**避難口の確保**	○ 窓や出入り口付近のドアを手早く開ける。
○ 火気・電気・ガス・薬品等の危険物を確実に処理する。	**危険物の処理**	○ 教師の指示に従い、可能な限りの処理を手伝う。
○ 被害者の有無を確認する。 職員室の指示に従い、より安全な場所に避難させる。 ＜出席簿を所持＞	**避　　難**	○ 指示により、頭部を保護しながら避難する。 ○ 秩序ある行動を取る。
○ 出席簿により、呼名で人員を確認し教頭へ報告する。	**人員の確認**	○ 整列し、呼名が受けられるよう静かに並ぶ。
○ 情報を整理し、対応を決定する。 ○ （安全主任）が指示を出す。	**避難後の対応決定**	○ 静かに待機する。 ○ 指示を聞く。→指示に従って次の行動に移る。

① 下校の必要なし　② 通常の方法で下校　③ 保護者への引き渡し　④ 学校（避難所）で待機

①（下校の必要なし）の場合

○ 通常の指導に戻る。 ○ 保護者、関係機関からの連絡に対応する。＜教頭＞	**通常の生活の回復**	○ 通常の学校生活に戻る。

②（通常の方法で下校）の場合

○ 下校準備の指示を出す。 ○ 関係機関（スクールバス、学童保育）と連絡を取り、調整する。＜教頭＞ ○ 保護者に連絡を取り、下校の了承を得る。 メールで連絡、了承のメールで対応。＜教頭＞ （防災無線も活用する。）	**下校の準備**	○ 指示に従って、下校の準備をする。 ・ 教室に戻って、下校の準備をする。 ・ 教室または待避所で待機する。
○ 《了承の取れた児童》 ・ 学童保育に行く児童は、学童保育の迎えに渡す。 ・ 徒歩下校は、職員が引率する。 ・ バス下校は、職員が同乗して確認する。 ○ 《了承（連絡）の取れない児童》 ③（保護者への引き渡し）の対応に移行する。 ○ 名簿で対応を記録する。	**下校**	○ 指示に従って下校する。 ○ 自宅に着いたら、学校に連絡をする。 ・ 低・中学年（1～4年）は保護者（家の人）が連絡する。 ・ 高学年（5～6年）は、本人または保護者（家の人）が連絡する。

③（保護者への引き渡し）の場合

○ 下校準備の指示を出す。 ○ 関係機関（教育委員会）と連絡を取る。＜教頭＞ ○ 保護者に連絡を取り、迎えを要請する。 メールで連絡、返信で確認する。＜教頭＞ ○ 必要に応じて、児童の荷物を待避所に運ぶ。 ・ 1カ所に整頓して保管する。	**下校の準備** （校舎に戻ることに危険が伴う場合、ランドセル等の持ち出しはしない。）	○ 指示に従って、下校の準備をする。 ・ 担任（職員）と一緒に行動する。 （単独で行動しない） ・ 教室または待避所で待機する。
○ 保護者を確認し、児童を引き渡す。＜教頭・担任＞ ・ 今後の連絡先（手段）を確認する。 （『引き渡しカード』を活用する。）	**保護者への引き渡し** （保護者との連絡が取れない場合、④（待機）の対応に移行する。）	○ 該当の児童は自分の荷物を確認して下校する。 ○ 該当以外の児童は、静かに待機する。

④（学校（避難所）で待機）の場合

○ 町の避難所（学校の体育館等）で、児童を保護する。 ○ 避難所で保護者（家の人、親戚、地域の担当者）に保護を委ねる。＜教頭＞	**学校（避難所）での待機**	○ 担任（職員）と一緒に避難所に移動する。 ○ 関係者に面倒を見てもらい、安全に待機する。 ・ 休む場所の確保、食料の受領、毛布等の確保を援助してもらい、保護者の到着待つ。

○ 児童の下校等の最終確認をする。 ○ 避難所運営、学校の再開等について関係機関と協議する。	**今後の対応の打合せ**	・ 避難所運営への協力等は、町の大綱に従って積極的に行う。 ・ 職員の帰宅についても配慮する。

３　落雷事故への緊急対応

落雷の予兆･認知

○モクモクと発達した一群の入道雲や頭上で急速に発達した黒雲の発生
○突風や気温の低下、激しい雨
○雷鳴…雷鳴はかすかでも危険信号
　　雷鳴が聞こえなくても突然落雷が発生する場合もある

↓

落雷情報の収集

○気象予報・警報等の発表状況の把握（テレビ・インターネット）

↓

生徒の安全確保
屋内避難

○屋外での運動は直ぐに終了し、校舎内・体育館に避難・待機させる。
○屋内への避難が難しい場合は、落雷を回避できる保護範囲にすみやかに避難させる。（高い物体からは２～４ｍ以上離れる）
グラウンドでは中央付近は危険

↓

避難後の安全確保

○人数確認
○蛍光灯の下や電気機器からは１ｍ以上離れる

↓

避難・待機終了判断

○下校させる（待ち受け有）（なしの児童は学校待機）
・雷鳴が遠くで、すぐには雷雲が接近しないと認められるとき
・気象庁等関係機関の予報・警報等の情報の把握
○待機継続後、保護者引渡し
・雷鳴、雷光がなくなって２０分経過
・気象庁等関係機関の予報・警報等の情報の把握

↓

避難継続
保護者への連絡

○保護者引渡しで下校
・下校時刻を過ぎても雷が収まらない場合
・保護者と連絡が取れない場合は学校待機

↓

落雷事故時応急処置

落雷による死亡は、大量の電流が一度に流れることにより、そのショックで呼吸や心臓が停止することが原因となっています。
○ただちに心肺蘇生法（人工呼吸＋心臓マッサージ；胸部圧迫）を施す。
○心臓マッサージ（胸骨圧迫）で回復しなければ AED を試みる。

↓

市教委への報告

○被害の状況、学校内外の指導事項の確認、臨時休校等措置（校長）

4　不審者侵入への緊急対応

児童・職員の安全確保を第一とする
警察が到着するまでの時間の確保が目的であり、不審者の確保が目的ではない

	【凶器を持たない場合】	【凶器を持つ場合】
不審者の発見 生徒の安全確保 ・身長、体格 ・人数 ・外見的特徴 ・服装 ・凶器の有無	発見した職員は， ○その場で声をかける。 「何かご用ですか」 「誰にご用ですか」　等 ○職員室に行くよう促す。 ○退去を求める。	発見した職員は， ○児童を避難させ、安全を確保する。 ○非常事態を周囲に知らせる。防犯ブザーや火災報知器を押す・ガラスを割る等大きな音を出す。 ○近くの椅子・竹ぼうき等を持ち、時間を稼ぐ。
職員への応援要請 不審者情報の収集	○状況により近くの児童に職員室に知らせるよう指示する。	○近くの児童に一番近くの職員に知らせるよう指示する。
	○情報を得たものは場所、人数を聞き，速やかに複数で対応する。 ○校内放送、１１０番・役場への通報を指示する。（教頭）	
	不審者を知らせる校内放送 **「業務連絡です。○年○組に荷物が届いています。近くの職員は対応お願いします。」　～繰り返し～**	
	（避難指示、）避難開始	
概略報告	○警察への通報 役場への応援連絡	
避難後の安全確保	○体育館等に避難させ、教師が人数確認。 ○数名で様子を見守る。	○体育館等に避難させ、教師が人数確認。 ○負傷者等の確認、処置。
①避難継続・移動 ②保護者への連絡	○授業継続、一斉下校等の決定 ○児童を保護者に引き渡す場合の方法や保護者への連絡方法	
保護者への引き渡し	○保護者への連絡（基本は手交）	
市教委への報告	○被害の状況、学校内外の指導事項の確認、支援要請（校長）	
対策本部設置	○事件の概要についての情報収集・把握・整理 ○今後の対応策について協議（町教委、ＰＴＡ役員含む）	
保護者会開催	○保護者への事件の概要、再発防止対策の説明 ○報道機関への対応	

５　熱中症への対応

（１）熱中症の起こりやすい気象・環境・活動条件

①前日までに比べ、急に気温が上がった場合　②梅雨明けをしたばかりの時
③湿度が高い場合　④休み明けや部活動の初日など
⑤食事や睡眠が不十分で体調不良の時

（２）熱中症予防のポイント

①朝の健康観察での確認…睡眠時間、朝食摂取(塩分摂取も重要)、発熱、下痢、疲労など
②授業中や休み時間（WBGT ３１以上の場合）
・屋外での運動を避ける。　・激しい運動や持久走などは行わないようにする。
・体調の変化を早めに本人から申し出るよう周知しておく

（３）具体的対応

①重症度Ⅰ	・めまい、立ちくらみがある ・筋肉のこむら返りがある ・汗がふいてもふいても出てくる。	⇨	・水分・塩分を補給する。 ＊保護者に連絡し体調により受診するよう伝える。
②重症度Ⅱ	・頭ががんがんする。(頭痛) ・吐き気がする。(吐く) ・からだがだるい。(倦怠感)	⇨	・足を高くして休ませる。 ・水分・塩分を摂らせる。 ・自分で水分、塩分をとれない場合はすぐ病院へ。 ＊救急車の要請に躊躇しない
③重症度Ⅲ	・意識がない ・体がひきつける(痙攣) ・呼びかけに対し返事がおかしい ・まっすぐ歩けない、走れない ・高い体温である	⇨	・すぐに救急隊の要請 ・水や氷で冷やす （首・わきの下・足のつけ付け根）

（４）役割分担

○校長
・児童の状態把握　・救急車要請の判断　・全校への対応判断、　指示

○教頭
・通報者からの聞き取り　・情報集約　・対応記録　・報告書作成　＊救急搬送の場合は管理職も保護者対応

○養護教諭・学級担任
・状態の把握　（一緒にいた児童生徒から）　・必要な処置（応急処置）　・救急車の要請（必要に応じて）
・病院への付き添い　・搬送先の確認報告　・学校への状況報告
・保護者への連絡（状況説明、搬送先の報告）

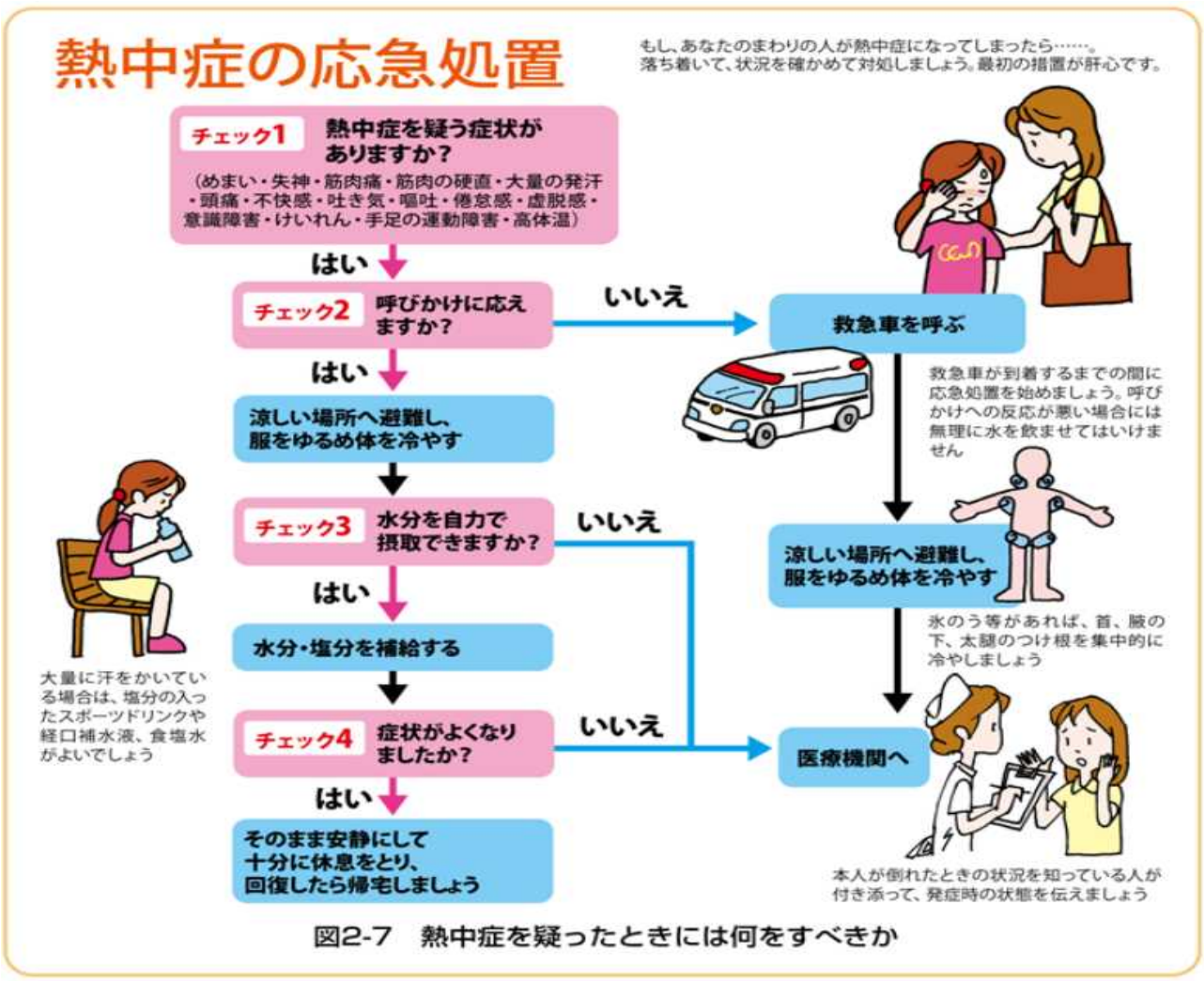

図2-7　熱中症を疑ったときには何をすべきか

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

6　インフルエンザ等感染症への対応

(1)学校外で発生した場合

ア　児童の健康観察の徹底

イ　基礎疾患のある児童への対応の検討

(2)学校内で発生した場合

ア　マスク等の対策をさせ、保健室に移動

イ　保護者へ連絡・受診の依頼

ウ　学校医への報告・相談　　教育委員会への報告　　藤岡保健福祉事務所への連絡

（食中毒の場合は給食センターへも報告）

エ　教職員での情報共有・役割分担

オ　各学級での保健観察

カ　臨時休業等の検討・対応

(3)学級閉鎖等の対応

ア　児童への説明・家庭への説明（通知等）

イ　閉鎖中の児童の状況把握

ウ　閉鎖明けの体制づくり

7　食中毒への対応

	本人から直接食中毒症状の訴えがあった場合（教職員、給食従事者含む）	保護者から、児童生徒に食中毒症状が現れたと連絡があった場合
1 確認すべき状況	(1) 症状の内容 （下痢、腹痛、嘔吐、発熱の状態や状況） (2) 発症の日時と状況 (3) 医師の診断の有無と所見（病院名、医師名、電話番号、所見、検便の有無）	(1) 症状の内容 （下痢、腹痛、嘔吐、発熱の状態や状況） (2) 発症の日時と状況 (3) 医師の診断の有無と所見（病院名、医師名、電話番号、所見、検便の有無） (4) 他に同様の症状をもつ家族の有無
2 確認方法	(1) 聞き取り (2) 保護者に確認	(1) 電話による聞き取り (2) 家庭訪問による聞き取り
3 本人への対応	(1) 受診していない場合は、医療機関を受診させる。 (2) 本人の症状により、保護者と連絡を取った後、必要な場合、出席を停止する。 (3) 苦痛や不安を和らげる等、適切に対応する。	(1) 受診していない場合は、医療機関を受診させる。 (2) 本人の症状により、保護者と連絡を取った後、必要な場合、出席を停止する。 (3) 苦痛や不安を和らげる等、適切に対応する。

4 教職員への連絡	(1) 同学級、同学年を中心に同様の症状を持つ児童生徒の確認をする。 (2) 他の児童生徒に動揺を与えないように確認する。 (3) 確認事項や情報は、素早く正確に、校長に報告する。
5 関係機関への連絡	(1) 教育委員会と保健所へ発症の疑いがある時点で報告し、指示を受ける。 (2) 学校医へ報告し、指示を受ける。 (3) 状況がわかり次第、随時教育委員会へ報告する。
6 共同調理場への連絡	(1) 状況について報告する。 (2) 原因究明のための措置を依頼する。

８　食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応

＊使用する薬剤の管理を行う場合には、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定すること。

衣服や体にアレルギーの原因食物がついてしまった。 ⇨ 服や体についたアレルギーの原因食物を拭き取り、手をよく洗わせる。かゆみがある場合は、（かゆみ止め）を塗る。

アレルギー食物を食べてしまった場合 ➡ 口から出し、口をすすがせる。

意識あり

- 軽　症 ⇩ 内服薬（処方されている物）⇩ 保護者へ連絡・病院受診
- 中等症 ⇩ 内服薬（処方されている物）⇩ 保護者へ連絡・病院受診
- 中等症 ⇨ エピペン

意識なし

- 重　症 ⇩ エピペン

エピペン
①エピペンの用意
・安全キャップを外す。
②エピペンを注射
・ズボンの上からでも可。
・太ももにまっすぐに押し付けたまま１０秒待つ。

救急車要請　１１９
（管理指導表、保健調査票）

・おんぶ、だっこをしない。
・担架を使用する。

【症状と対応】

食べた時と症状が出た時間をチェック！
安静にする！　　一人にしない！
症状が一つでもあれば積極的に治療しましょう！
の観察が大切！

皮膚　呼吸　お腹　全身

軽症
- 部分的な赤みや蕁麻疹、軽い痒み
- 単発の咳、くしゃみ
- 口の痒みや違和感、唇の軽い腫れ

⇨ 治療：抗ヒスタミン薬内服（　　）
対応：症状が進行、または30分以上続くようなら
ステロイド薬内服の上で医療機関を受診

中等症
- 全身の赤みや蕁麻疹、強い痒み
蕁麻疹が10個以上、瞼や唇が腫れ上がる
- 鼻水、鼻づまり、咳を繰り返す、喉の痒み
- １回の嘔吐や下痢、腹痛
- 元気がない

⇨ 治療：抗ヒスタミン薬内服（　　）
ステロイド薬内服（　　）
対応：ただちに医療機関を受診
★嘔吐が１回だけで他症状がなく、元気であれば内服しなくてもよい
★症状が進行するようなら重症の対応を行う

重症
- のどや胸が締めつけられる、声がかすれる
持続する強い咳き込み、犬が吠えるような咳（ケンケン）、ゼーゼーする呼吸、息苦しい
- 繰り返し吐き続ける、持続する強い腹痛
- 唇や爪が青白い、脈を触れにくい・不規則
ぐったり、意識がもうろう、尿や便をもらす

⇨ 躊躇しない
治療：エピペンを使用した上で
可能なら
・抗ヒスタミン内服（　　）
・ステロイド薬内服（　　）
対応：ただちに救急車で医療機関受診
担架で移動

食物アレルギー診療ガイドライン2012に準拠

９　ミサイル攻撃への対応

◎北朝鮮のミサイル発射に関わるＪアラート発令時の対応

(1)**登校前**に自宅にいる場合

ア、Ｊアラートが発令された時は、登校を控え自宅の安全な場所に待機して、身の安全を確保する。（学校からの緊急メールはなし）

イ、弾道ミサイルが着弾したことをＪアラートや報道等で確認し、安全であることを判断した後に、町内放送・緊急メールにより登校を開始する旨の連絡を行う。

(2)**バス待機中・徒歩登下校中**の場合

ア、Ｊアラートが発令された時は、自宅または近所の家等に避難する。（学校からの緊急メールはなし）　近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

イ、弾道ミサイルが着弾したことをＪアラートや報道等で確認し、安全であることを判断した後に、町内放送・緊急メールにより登下校を再開する旨の連絡を行う。

(3)**バス乗車中**の場合

ア、バス運転手さんの指示で退避する。安全が確認され次第、運行を開始する。

(4)**在校中**

ア、校舎内に退避する。安全が確認され次第、通常の授業を継続する。下校は通常通りに行う。

１０　犯罪予告についての対応

児童・職員の安全確保を第一とする。　情報の収集、警察署、教育委員会への連絡・報告

○情報収集、連絡
★１１９番通報、教育委員会への連絡(教頭)

（１）爆破予告が当日にあった場合

○避難確認（担任）
児童の安全確保　避難決定と指示
★搬出(事務・養護)

○避難経路の安全確認
★校内放送で避難指示(校長)

○全校避難指示、人数確認
河川敷駐車場へ避難

○的確な指示（「おかしも」の徹底）

○教職員の連携（連絡、誘導など）

○児童名簿、救急薬品、ハンドマイク、携帯電話等
避難後の安全確保
○人数確認と安否確認
①避難継続・移動
②保護者への連絡　（神流町からの防災放送）
引き渡し
○学校施設等の点検
・外見上の安全確認
・危険箇所の立入禁止等の危険回避対応

（２）爆破予告が事前にあった場合

○臨時休校等の検討
教育委員会、警察署との協議（校長）

○臨時休校決定
保護者、スクールバス、中里中学校への連絡
・通知（教頭）

○学校施設等の点検
・外見上の安全確認
・危険箇所の立入禁止等の危険回避対応

【　町教委への報告　】
○学校施設等の状況、学校内外の指導事項の確認、臨時休校等措置（校長）
外部との対応
○保護者、親類等からの照会の対応
避難後対応決定
○児童等の校舎外避難後の対応決定
児童を保護者に引き渡す場合の方法や保護者への連絡方法